

発行：特定非営利活動法人 横浜市精神障害者地域生活連合会（市精連）

〒232-0022 横浜市南区高根町 3-17-12 KS ビル 4 階 電話：045-263-8100/FAX：045-263-8101

編集：市精連理事会・事務局

## 1-1 何故、住まいの場に、精神病院や入所施設が位置づくのか ～何かの、間違いではないのか～

市精連代表 大友 勝

厚労省は全国の自治体に対し、2020 年までに親亡き後でも重度の障害者が地域で安心して暮らせる体制の整備、いわゆる障害者版地域包括ケアシステムともいふべき地域生活支援拠点の整備を求めているが、全国の自治体の対応はあまり進んでいないようだ。

横浜市においては、昨年来、自立支援協議会地域生活支援拠点検討部会で検討が進められ、平成 30 年の 12 月に開催された検討部会では、横浜市地域生活支援拠点構築のための「連携ガイドライン」が示されるなど、平成 31 年度実施に向けて精力的な検討が行われてきた。

この地域生活支援拠点は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保・育成、⑤地域の体制づくりが、その主な機能として示され、横浜市においては、多機能拠点整備型ではなく既存の社会資源を活用したネットワーク型面的整備型を整備する方向だ。「連携ガイドライン」を一読した感想として、未整理の課題も散見され、地域生活支

援拠点が事業として定着するには相当時間がかかるだろうな、と言うのが率直な印象だ。

例えば、面的整備手法の前段階としてあった法人型地活への基幹相談支援センターの位置づけと、区福祉保健センター、生活支援センターの連携の在り方や、生活支援センター均等化(A 型、B 型の格差是正)など、ここ数年の来し方を考えると、組織の基盤整備もさりながら、連携に係るシステムの構築とオペレーションは、そう簡単に行きそうにはない。紙面の都合で多くは言及できないが、ここでは、厚労省が作成した「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築(イメージ図)」と、横浜市の「障害者を地域全体で支えるイメージ図」と、比較しながら考えてみたい。

横浜市のイメージ図の「住まいの場」には、なんと、精神病院、自宅、入所施設が同列で位置付けられ、厚労省の図には、自宅(持ち家、借家、公営住宅)、サービス付き高齢者住宅、グループホーム等が位置付けられている。横浜市が、まさか、精神病

院を住まいの場だと考えているとは思えないし、どうしてこうなるのか不思議な感じがしてならない。地域生活支援拠点整備の目的として、「入所施設や精神病院からの地域移行を進めるために、障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制の構築が目的です。」との総論は立派なのに、社会参加(就労)も、地域の助け合いなど、各論に問題が多い。何故、住まいの場にグループホームや、重度高齢化対応グループホームが入っていないのか、理解しがたい。精神病院は医療の場所に、入所施設は、施設・

居住権系サービスに位置付けるのが、常識と言うものではないか。また、精神障害者の緊急一時保護をどうしていくのかもよく分からない。

精神障害者の社会的入院の解消と地域生活支援体制の整備は、1968年のWHO顧問クラーク勧告以来、昔年の課題であり、横浜市は、生活支援センターや自立アシスタント制度、重度対応型グループホーム等、画期的な事業を推進してきたのに、なぜこのようなことになるのか、何かの間違いであると信じたい。

## 1-2 活動報告

### 【 10月 】

- 4日 祝・BOSAI CAFÉ 一周年 防災カフェイベント
- 11日 団体役員部会 14時 横浜SSJ 常任理事会
- 17日 Y-ARN 法人設立事務打ち合わせ会議
- 23日 第13回防災トリフォニア連絡会
- 24日 第6回横浜市精神保健福祉研究所スタッフ会議
- 24日 第3回居宅支援事業部会 横浜SSJ 理事会
- 25日 市精連 第3回理事会
- 26日 事務局会議
- 30日 横浜市緑の協会へ要望書提出 グリーン・ジョブ・サポート
- 31日 株 宣通 様とデジタルサイネージの打ち合わせ

### 【 11月 】

- 1日 Y-RAN 理事会
- 6日 グループホームモニター 2施設実施
- 7日 水道局より水道メモセットの封入作業を受託 41事業所が従事
- 9日 第3回 グリーン・ジョブ・サポート運営委員会 第2回研修企画委員会  
てとて増子氏と研修会打ち合わせ アニミ訪問
- 11日 第5回販路拡大事業部部会
- 14日 小堀氏旅行代理店の件 障害者4団体連絡会

- 19日 巡回相談事業 2件目実施(看護師派遣) 舞岡やまぶき工房 舞岡病院
- 20日 全国地域生活支援機構加藤氏とピースエントリーに関する打ち合わせ
- 21日 第7回横浜市精神保健福祉研究所スタッフ会議 横浜市施策推進協議会
- 22日 第13回防災とりふおにあ連絡会 横浜 SSJ 常任理事会
- 27日 市精連 第2回常任理事会
- 30日 横浜 SSJ サラ 20 周年記念パーティー

## 【 12月 】

- 2日 ENJOY BOSAI 2018 防災フェスティバル
- 3日 障害者支援センター運営委員会
- 6日 障害者の集い 山下公園
- 7日 事務局忘年会
- 10日 障害者団体 4 連絡会
- 13日 市精連 第4回理事会・忘年会
- 21日 第8回横浜市精神保健福祉研究所スタッフ会議
- 26日 第4回居宅支援事業部会

## 【 1月 】

- 8日 巡回相談事業 3件目実施(社労士派遣)
- 10日 巡回相談事業 4件目実施(建築士派遣)
- 11日 第6回販路拡大事業部部会 自民党横浜市会新年の集い
- 15日 有隣堂戸塚モディ店フェア開催(～2月17日)
- 16日 障害者支援センター4 団体意見交換会
- 22日 第9回横浜市精神保健福祉研究所スタッフ会議
- 21日 横浜市虐待防止研修会打ち合わせ 6時30分～KRCビル
- 24日 日中活動部会研修会
- 25日 第14回防災トリフォニア連絡会
- 26日 研修会打ち合わせ会議
- 28日 ウェルシア薬局(株) 会員事業所説明会

## 【 2月 】

- 1日 市精連 第3回常任理事会第及び第5回理事会
- 2日 障害者支援センター主催 感謝のつどい
- 7日 日中活動部会研修会 上条課長 ジルサ加藤氏講演会
- 8日 グループホームモニター 1 施設実施 てとて増子氏と研修会打ち合わせ
- 13日 恵友会グループホーム施設案内(青柳) 小堀、小山氏来所  
旅行代理店来所 横浜 SSJ 常任理事の採用面談
- 15日 横浜市予算説明会 市精連から10名参加 研究所企画委員会  
横浜市虐待防止研修会
- 18日 横浜 SSJ 常任理事会

- 19日 岩坂 重度グループホームについての相談
- 21日 ピースエントリーシステムに係る事前折衝 横浜市健康福祉局他
- 25日 ウェルシア薬局(株) 地域共同事業第一回連絡会
- 27日 第5回居宅支援事業部会 グループホーム実態調査報告会

### 【3月】

- 5日 第4回 グリーン・ジョブ・サポート運営委員会 4団体合同研修会実行委員会  
第15回防災トリフォニア連絡会
- 6日 精ボ連 30周年記念祝賀会 第6回常任理事会
- 12日 重度対応グループホームに関する検討会
- 14日 共同受注センター運営委員会
- 15日 虐待防止研修会
- 18日 第二回ウェルシアマルシェ連絡会(販路拡大)
- 19日 人権懇話会 横浜市研修センター
- 20日 精神障害者生活支援センター課題検討委員会  
ピースエントリーシステム入力デモ
- 22日 障害者支援センター人権委員会
- 24日 地域包括ケアに関する研修会(相談支援部会)
- 26日 横浜市社会福祉協議会 団体部会 市精連理事会
- 29日 横浜マリノスバザー出店 横浜市障害者施策推進協議会

## 2-1 居宅支援事業部 部会報告

5月の総会を控え、早いもので今年度の部会も残り1回となりました。第3回(10月24日)では訪問看護ステーションの方にお越し頂き、GHとの連携事例を題材に、チーム支援についてディスカッションすることができました。

第4回(12月26日)では健康福祉局の担当者と一緒に、GHのニーズが多様化している現状や重度高齢化への対応について課題意識を共有することができました。また、受動喫煙防止条例を受けて入居者の喫煙事情について意見交換をしました。

第5回(2月27日)では、昨年の重度高齢化アンケート調査結果の報告会を実施しました。精神科に加え他科の受診同行の機会が増えていることや、外部サービス等を活用した複数チームでの支援体制の重要性を再確認する機会となりました。

次回第6回(4月24日)では、「これからの重度高齢対応 GHの在り方」「既存のGHでの高齢化対応」「サテライト・単身移住の支援」について、今年度重ねてきた話し合いをもとに最終まとめをいたします。

担当理事 大川 真美

## 2-2 生活相談支援部 部会報告

横浜市精神障害者生活支援センター18区を標準化することを目標にしたモデル事業を経て、16年振りに格差是正＝標準化が実現する見通しとなりました。ただし、まだまだ課題は多く積み残されております。利用者や家族にとって、また、地域にとって必要な生活支援センターとはどういうものなのか？運営時間や開館日数が増えるだけで本当に利用者のニーズは満たされるのか？利用者の安定した暮らしをどう構築してゆくの

か？誰もが安心して生活できる地域づくりは？等々、本質的なセンターの役割や機能の見直しなくして本当の意味での「標準化」「機能強化」は築けないと考えています。また、32年度には全区実施される地域生活支援拠点。各区でどのように展開させてゆくの、相談支援部会では地域性も考えながら、多くの機関の皆様と一緒に、精神障害者にとって安心した暮らしの環境作りを目指してゆきたいと思っています。

担当理事 小菅 郁

## 2-3 日中活動部会 部会報告

私事  
市精連に深く関わる事も初めてながら日中部会活動の長として2年間模索の上になんとかやらせていただきました。紙面を借りまして、至らない点、不備など多々あったと反省し、関係各位にお詫び申し上げます。旧年度におきましては従前より問題になりながらも可視化されてこなかった「家賃打ち切り」について市当局との折衝を市作連等の他団体と協調しながら実施し、日中部会を超えてプロジェクトチームを発足して意思決定を諮り、当局よりの『家賃打ち切り提案』を事実上の白紙撤回に導いたという実績を残せたと自負できます。ただ、こ

れをもって課題解決とはいかず、「家賃補助における課題は存在する」との認識にたち、当局との協議の場は来年度も継続いたします。

また、日中部会発の研修として昨年度、実現できずにいた『映画に学ぶ精神保健(仮)』の開催をYPSさまとのアライアンスのうえ企画し、実践していく予定です。

これは、ブラック企業、過労死自殺問題も絡めて現世俗に「生きづらさ」を抱える状態を映画を通じることによってわかりづらさを共有し、「繋がっていない人間」にも精神福祉の援助対象者とすべく、啓蒙を続けたいと感じております。

担当理事 福島 政雄

## 2-4 研修事業部 活動報告

3月1日～2日に行われた「新人宿泊研修」も無事に終え今年度計画していた研修を全て終えることができました。今年度の研修にご参加くださった皆様、また参加に関し事業所の体制を整える等で後押しくださった事業所の皆様に感謝申し上げます。また、今年度は新しく講師を引き受けてくださった先生もいらっしゃり、市精連としても心強く感じています。

今年度は報酬定等もありましたが、身

近な相談者としての視点を忘れずに研修企画を行ってきました。今後、地域生活支援拠点事業、精神障害者にも対応した地域ケアシステムの構築等、新たな制度も加わってきます。国の施策に実践を結び付けていく中で、研修を通して必要な視点を培っていきたいと思います。

最後になりますが、今年度の研修事業の企画、講師にお力添えしていた方々に感謝申し上げます。

担当理事 港 裕樹

## 2-5 販路拡大事業部 活動報告

10月10日に実施したディスプレイ研修には利用者さんも一緒に参加していただきありがとうございました。実際に普段、販売している商品を並べてもらい、講師に直接アドバイスをもらうことで、教えてもらったことを次の販売会で活かせるような内容になっていたと思います。また身近にある道具等を使ってディスプレイをする方法も教えていただきました。

有隣堂戸塚モディ店フェアは1月15日から2月17日で開催をしました。ご来場いただいた方、出店・製品整理にご協力をいただいた方にはお礼申し上げます。

BOSAI CAFE は事業所さんが継続して出店したくなる場所を目指して、防災トリフォニア連絡会では現在、課題整理を行い、安定した事業展開ができるように考えております。

その一環として、火曜日と木曜日は定期的に販売が実施できるように出店事業所には協力をお願いしております。また新規参加事業所も随時、募集しておりますので、興味のある方はいつでも市精連までご連絡をいただければと思います。

日産マリノスバザーは、3月29日、5月26日、6月22日で出店の案内が来ております。今回は、日産スタジアムでの試合が少ないことなどから、今まで出店をして頂いている事業所さんに案内をしております。新規参加を希望されていた事業所さんには御迷惑をしますが、毎年楽しみにして商品を作成している事業所さん、お客さんのためにも楽しく販売できればと思っております。

新規事業として、株式会社ウエルシア様と連携し、青葉区美しが丘店での自主製品等



の販売取り組みを進めています。  
引き続き、部会を1、2ヶ月に一度実施し、

上記の事業についての話し合いを行って  
きます。

担当理事 小林 朋未

### 3 旧優生保護法下の強制不妊報道に思うこと

3月14日の東京新聞によると、旧優生保護法（1948年から1996）の下で、障害者等に対する不妊手術が繰り返された問題を巡り、与野党は3月13日、被害者に対するお詫びと支給する一時金320万円を支給する方向で最終調整し、4月初旬に救済法案を国会に提出し成立を図り、施行を目指すことが、報道されている。

この問題は、宮城県在住の障害者が國を相手に裁判を起こしたことを契機に、再度マスコミで取り上げられ、与野党の議連が立ち上がり、冒頭の動きとなったものである。しかし、この裁判に係る弁護団は、国の謝罪、憲法違反であること、補償額を巡って、納得できないとして、あくまで裁判で判断を求める方向だ。

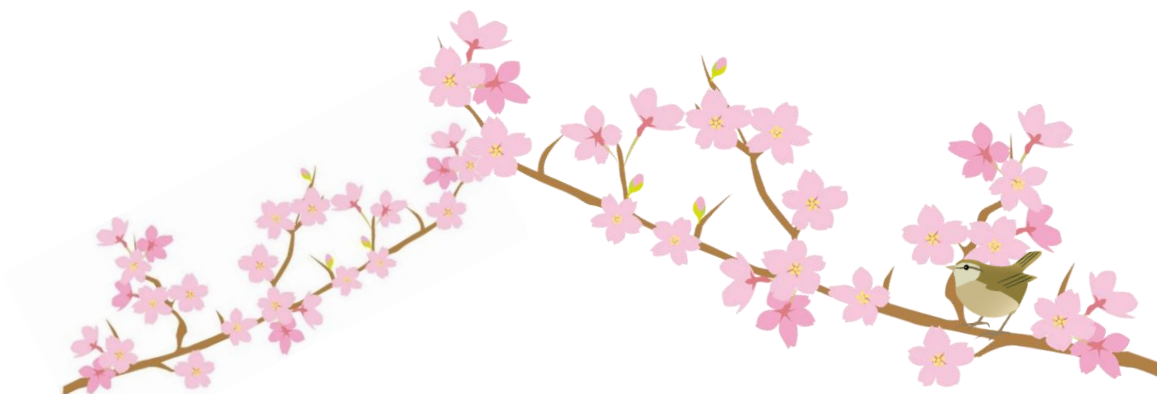
1980年代以降、障害者運動に係る多くの団体は、ノーマライゼーションの理念を始め、インテグレーション、ソーシャル

インクルーシブ、ダイバシティなど、理念を掲げ運動を展開してきたのはご承知の通りである。

ハンセン病裁判や、今回の報道を見て思う事は、我々障害者運動を担ってきた団体として、様々な運動理念を掲げるにあたって、必ずしも障害者の処遇の歴史を踏まえたきめ細かな運動展開ではなかったのではないかと、反省しなければならないと強く思う。

救済は政府の責任で行われるべきであると思うし、超党派でまとめた報告書のお詫びの主体は(われわれ)で、その中に政府も国会も色んな立場の人が入っていると言うが、一億総ざんげでは、ことの本質を誤ってしまうのではないか。ここは、被告弁護団が主張するような形で納まる事を期待したいし、そのうえで運動団体としても深く考える必要があると思う。

大友 勝



# 強制不妊の救済320万円

## 与野党最終調整 一時金きょう決定

旧優生保護法（一九四八―九六年）下で障害者らに不妊手術が繰り返された問題を巡り、与野党は十三日、被害者に支給する一時金の額を一人当たり三百二十万円とする方向で最終調整に入った。海外の補償例を踏まえたもので、十四日に決定する。早期の支給につなげるため、四月初旬に救済法案を国会提出し、月内の成立、施行を目指す。旧法から「優生手術」の

規定が削除されてから二十余年余りが経過し、国による救済策は最終局面を迎えた。ただ昨年からは各地で起きている国家賠償請求訴訟で、原告は最大三千万円台後半の支払いを求めている。一時金とは大きな隔たりがあり、原告の納得が得られないまま訴訟は継続する見通しだ。

自民、公明両党による合同ワーキングチーム（WT）と、野党が加わる超党派議員連盟は、一九九九年から被害者に補償を始めたスウェーデンの例を参考に、補償額の「十七万五千円」は、当時から物価の変動などを反映させると、現在は約三百二十万円に換算される。これを踏まえ、与野WTと超党派議員連盟は一時金の額を三百二十万円に最終調整し、十四日に国会を開いて決定する。

一時金支給の対象は、不妊手術を受け、救済法の施行時点で生存している本人。故人や配偶者らは対象外となる。強制手術だけでなく、「同意」とされるケースも、旧法に基づく手術のため救済対象とする。

手術実施を示す記録が残っていないケースが多いことから、今夏に医療などの専門家による認定審査会を厚生労働省に設け、手術痕などの医師の所見や関係者の証言といった間接証拠も踏まえて被害を認定する。

一時金の額を盛り込む救済法案の前文には、被害者が心身に多大な苦痛を受けてきたとして「われわれは、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする」と明記する。

#### 4 事務局便り

第19回総会の日程が決まりました。正式な案内は 5月上旬にお送り致します。

日 時：2019年5月25日（土）

場 所：神奈川県労働文化会館

#### 編集後記

・水道局よりビニール袋ひも取付作業を新規に受注しました。災害時給水マップ、水道メモセット封入作業などがかさなり忙しい下期でした。